

2012年11月28日

仙台市長
奥山恵美子 様

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 5F
電話番号：022-276-5162
座長 齋藤昭子
(宮城県生活協同組合連合会会長理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事	齋藤昭子
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット代表理事	小林達子
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	三浦絢子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷睦子
みやぎ生活協同組合理事長	齋藤昭子
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	小野瀬裕義
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	冬木勝仁

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう
放射性物質による汚染問題等に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の調査解明が進むにつれて、宮城県においても県南部はもとより県北部でも積算の被ばく線量の目標である年間1mSvをはるかに超える放射能汚染が広がっている実態が明らかになってきました。ホットスポットも点在し、より詳細な実態把握も求められています。

このような状況の中で、風評被害により生産者は甚大な被害を受けています。また、加工業者も影響を受けています。そして、多くの市民は放射性物質に対する不安と食品の安全に対して不信感を抱えています。

私たちは、仙台市が消費者・市民の不安・不信感を解消するために、下記について要望いたします。

記

1. 学校給食への不安解消のため、学校給食で使用される食材の徹底した放射性物質検査体制を求めます。

仙台市は、市内で流通する農水産物の安全性をさらに高めるために、2012年1月から、中央卸売市場に流通する食品の放射性物質検査を開始しました。また、10月からは、市民の不安解消を図るため、家庭菜園等で収穫した野菜や自ら採取した山菜・キノコなど、自家消費のための食品の放射性物質検査を開始しました。

今後の不安として、河川や海洋汚染による水産物の放射性物質があります。仙台市は水産物の流通が多いことから、現在の週1回の検査体制で十分対応できるかが心配です。

また、仙台市立学校給食の使用頻度の高いものを中心に放射性物質のサンプリング検査の実施に加え、実際に納品された給食用食材についても検査を行っています。そして、公立保育所及び検査を希望する市内民間保育施設において使用する予定の給食用食材を対象に、事前サンプル検査の実施等も

行っています。

しかし、子どもを持つ親の、子どもに対する放射性物質の健康影響への不安の払拭のためには、学校等の給食においては、給食に使用される食材が、放射性物質の検査済みのものであることを確認し、さらに、保護者からの求めがあれば、検査内容を保護者に情報提供できるような体制を求めます。

2. 市民の不安感及び不信感の払拭のための啓発・情報提供と市民の意見・要望を聞き取り施策に反映してください。

仙台市は、市民の不安解消のため、食品をはじめ水道水、空間放射線、校庭・プールなどの放射能汚染の検査を行い、ホームページ上等で情報提供しています。

放射線による健康影響は、確定的影響（急性障害）と確率的影響（晩発障害）があり、後者については、将来的に一切健康に影響がないと言いきれる科学的な根拠がありません。そのため、市民の中には、放射性物質の測定値に対して限りなく「ゼロ」を求める人や、出された情報を信頼できないと訴える人がいるのも事実です。

「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」の相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進の項目にも記述されているように、市民の不安感及び不信感の払拭のためには、食品中の放射性物質に関する正しい知識の普及、現状行われていることの正確な情報提供が必要です。そのためには、市民が利用しやすい出前講座や、市民が不安に感じていることを的確に吸い上げるための、少人数での意見交換会の開催などを実施してください。

また、仙台市 HP の放射能に関する情報サイト内において、意見を書き込める形式の導入と情報の公表をお願いします。そして、市民から寄せられた声を施策に反映してください。

3. 食品の安全性確保について、より実効性を担保するために条例化を求めます。

仙台市は、食品の安全性確保に向けた実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年9月に「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、仙台市食品安全対策協議会で意見交換を行い年度毎にアクションプランを定めながら取り組みを進めています。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故による食品中の放射性物質問題に関しては、これまでに想定していなかった問題に対応しなければならず、長期間を見通した内容の施策が必要になります。そのためには、食の安全に関する条例を制定し、「食の安全・安心の社会システム」を構築し、仙台市民の健康を守ることと、農畜水産物の安全確保を通じ、生産者の振興、及び生産者と消費者の相互理解と協力のもとに持続的な取り組みを行っていくことが求められます。また、多くの市民の声を施策に反映させるためにも、条例制定を求めます。

なお、条例を策定するにあたっては、策定委員会を設置し、消費者団体からも委員を選任してください。

以上